



### 役場で相談できない申告

次の内容の申告をされる方は役場で受付ができませんので、直接竜ヶ崎税務署で申告相談をしてください。

- ・青色申告、過年分の確定申告、準確定申告、修正申告および更正の請求等
- ・土地・建物・株式等の譲渡所得、配当所得、利子所得、先物取引に係る所得等がある方
- ・損益通算および繰越損失額の控除を行う方
- ・雑損控除（災害・盗難による損害等）がある方
- ・居住の用に供した年分の住宅借入金等特別控除、特定増改築等住宅借入金等特別控除等がある方

## 申告の際に必要なもの

必要書類を持参されない場合や収支内訳書、医療費控除の明細書の作成が済んでいない場合は、申告受付ができませんのでご注意ください。

| 対 象                                                 | 必要書類                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| すべての申告者                                             | <ul style="list-style-type: none"><li>・マイナンバー確認書類（マイナンバーカード・通知カード等）<br/>※申告者本人だけでなく控除対象配偶者、扶養親族（16歳未満も含む）、事業専従者のものも必要です。</li><li>・本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード・パスポート・在留カード・身体障害者手帳等のうちいずれか一つ）<br/>※写真表示のない本人確認書類（公的医療保険の被保険者証・年金手帳等）の場合は二つ必要です。</li><li>・印鑑（スタンプ式でないもの）</li><li>・申告者名義の金融機関の口座番号等がわかるもの</li><li>・確定申告のお知らせはがき（通知書）<br/>※竜ヶ崎税務署より送付された方はお持ちください。</li></ul> |
| 給与所得者・年金受給者                                         | 源泉徴収票、支払調書等、収入の額がわかるもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 事業所得者・農業所得者<br>・不動産所得者                              | 収支内訳書<br>※必ず事前に作成してお持ちください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 社会保険料控除を受ける方                                        | 健康保険料、国民健康保険税、国民年金保険料、後期高齢者医療保険料、任意継続保険料等の領収書または納付済額証明書                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 生命保険料・<br>地震保険料控除を受ける方                              | 一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料、地震保険料等の控除証明書                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 寄附金控除を受ける方                                          | 都道府県、市区町村、共同募金会、日本赤十字社等から交付される寄附金の受領証明書または領収書等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 医療費控除を受ける方                                          | <ul style="list-style-type: none"><li>・医療費控除の明細書または医療費通知書<br/>※必ず事前に作成してお持ちください。</li><li>・保険などで補てんされた場合はその明細書・証明書</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                         |
| セルフメディケーション<br>税制控除を受ける方<br>※医療費控除との重複適用<br>はできません。 | <ul style="list-style-type: none"><li>・セルフメディケーション税制の明細書<br/>※必ず事前に作成してお持ちください。</li><li>・一定の取組（人間ドック、予防接種、がん検診、定期健康診断等）を行ったことを明らかにする書類（領収書や結果通知表）</li></ul>                                                                                                                                                                                                         |

■問合せ 役場税務課☎029-885-0340（内線109・121）、竜ヶ崎税務署☎0297-66-1303



## ～所得税の確定申告と村県民税の申告相談～

今年度は みほふれ愛プラザ で実施します

今年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、広いスペースが確保できる地域交流館みほふれ愛プラザに会場を変更します。役場では行いませんので、ご理解とご協力をお願いいたします。

2月16日(火)～3月15日(月) ※土・日・祝日を除く。ただし、  
2月28日(日)午前中は開設します。

◎午前の部 受付時間：午前8時30分～11時 / 申告相談開始：午前8時45分

※午前の部の受付は時間の関係上40人までとさせていただきます。午前11時前でも41人目以降は午後の部の受付となります。

◎午後の部 受付時間：午前11時～午後3時 / 申告相談開始：午後1時30分

※午後の部の受付人数が多い場合には、受付時間終了前に受付を終了する場合があります。

《会 場》地域交流館みほふれ愛プラザ2階研修室（美浦村宮地1211-2）  
《受付方法》みほふれ愛プラザ2階の研修室前の受付名簿に名前を記入し、控室でお待ちください。  
※利用者識別番号未取得の方は番号を取得していただく都合で、申告の順番が前後することがありますのでご了承ください。  
※税務署からのお知らせハガキが届いている方は、忘れずにお持ちください。  
※入場の際に検温を実施しています。咳や発熱等の症状がある方は入場をご遠慮いただく場合があります。  
※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、マスク着用を厳守をお願いいたします。

## 申告をする必要のある方

□給与所得者で次に該当する方

- ・勤務先の事業所から「給与支払報告書」が美浦村に送付されない方
- ・年の途中で退職後就職しなかった方、就職した会社で前職の収入を含めた年末調整を受けなかった方等、所得税が清算されていない方
- ・2カ所以上から給与を受けた方
- ・給与以外の所得があった方（※給与以外の所得が20万円以下の場合は確定申告は不要ですが、住民税申告は必要です。）

□公的年金等を受給されている方で次に該当する方

- ・公的年金等に係る所得のみの方で、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除以外の各種控除の適用を受けようとする方（※日本年金機構等の年金保険事業者に扶養親族等申告書を提出しなかった方が扶養控除を受けようとする場合には、申告が必要です。）
- ・公的年金等に係る所得以外に所得がある方（※公的年金等の収入額合計が400万円以下で、それ以外の所得が20万円以下の場合は確定申告は不要ですが、住民税申告は必要です。）

□収入がなくても住民税申告が必要な方（収入または所得0の申告）

- ・所得や扶養等の状況に制限のある公的サービス等を受けるため、それに関する証明等を必要とする方（※申告書を提出されない場合は、非課税証明書等の発行ができません。）
- ・国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入されている方（※国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の課税や軽減、高額療養費の適用等に必要です。）
- ・医療福祉制度(マル福)や児童扶養手当等を受給される方

□事業所得（農業・営業等）や不動産所得、配当所得、雑所得等がある方

□医療費控除等を受けようとする方

◎扶養者の所得および重複について確認を！ 年末調整や申告において自己の扶養者とした方の所得金額が48万円を超える場合には、扶養控除を外すための申告が必要です。また、同一の扶養者を家族内等で重複して扶養者としている場合も、その扶養者を自己の扶養者とする一人以外は扶養控除を外すための申告が必要ですので、扶養者の所得金額および家族内等での扶養者の内訳をご確認ください。  
◎年少扶養親族(16歳未満)がいるときは申告を！ 住民税の非課税限度額の算定に加算されるため、確定申告および住民税申告の際には、必ず年少扶養親族についても申告してください。